

千葉県高齢者訪問理美容サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅において生活している重度の要介護高齢者が清潔で快適な生活が送れるよう支援するため、理美容師が訪問して理美容サービスを行う高齢者訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業を利用できる対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法第27条第7項に定める要介護状態区分が3、4又は5であること。
 - (2) 理容所又は美容所において理美容サービスを受けることが困難であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、健康上又は身体的な状況等の事由により、この事業の実施が困難と認められる場合は、利用対象者としなくてよいことができる。

(利用申請)

第3条 この事業を利用しようとする者は、高齢者訪問理美容サービス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(決定)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ利用の可否を決定し、その結果を高齢者訪問理美容サービス利用決定・却下通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、対象者に利用券を速やかに交付するとともに、決定通知書の写しをサービスを行うこととされた委託事業者に送付する。
- 3 前項の規定により利用券を交付する場合において、決定を行った日（以下「決定日」という。）が3月15日から同月末日までであるときは、4月1日以後の日に交付する。

(変更届)

第5条 利用対象者について、第3条の利用申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に対し、高齢者訪問理美容サービス申請変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(利用の取消し)

第6条 市長は、対象者が次の各号の一に該当するときは、利用の取消しを行うことができる。

- (1) 市外に転出したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 第2条第1項第1号及び第2号に定める要件を備えなくなったとき。
 - (4) 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等の施設に入所したとき。
 - (5) この事業のサービスの提供を受ける必要がなくなったとき。
- 2 前項のほか、市長は、サービスの提供が不相当と認めるときは、利用の決定を取消し、その旨を高齢者訪問理美容サービス利用取消通知書（様式第4号）により申請者又は対

象者に通知するものとする。

(届出義務)

第7条 対象者について、前条第1項の各号の一に該当するときは、速やかに高齢者訪問理美容サービス利用廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(利用券)

第8条 利用券は、1回の理美容サービスに1枚使用する。

2 利用券の交付枚数等は、決定日に応じ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 決定日が3月15日から6月末日までであるとき4枚
- (2) 決定日が7月1日から9月末日までであるとき3枚
- (3) 決定日が10月1日から12月末日までであるとき2枚
- (4) 決定日が1月1日から3月14日までであるとき1枚

3 利用券は、記名者本人に限り使用できる。

4 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

5 市長は、第2項により交付した利用券の有効期限が到来した後の各年度分の利用券として、第2条に定める対象者の要件を確認のうえ、それぞれ当該年度の4月1日以後の日に4枚の利用券を交付する。

(サービス内容)

第9条 この事業によるサービス内容は、次のとおりとする。

ただし、対象者の健康上又は身体的な状況等の理由より、サービス内容の一部の実施が困難と認められる場合は、実施しないことができる。

- (1) 理容サービス 調髪、顔そり及び洗髪
- (2) 美容サービス カット、シャンプー、パーマ、カラーリング及びメイク

2 利用回数は、対象者一人あたり年間4回を上限とする。

(利用方法)

第10条 第4条第1項の規定による決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、この事業のサービスを受けようとするときは、サービスの内容に応じ委託事業者に、在宅での当該サービスの提供を依頼する。

2 前項の依頼を受けた委託事業者は、この事業のサービスを提供する理容師又は美容師を選定し、選定された理容師又は美容師は、利用者と訪問する日時を調整し、サービスを行う。

3 この事業のサービスの提供を受けた利用者は、前項の規定によりサービスを提供した理容師又は美容師に利用券を提出するとともに、次条に定める利用料金を支払う。

(利用料金)

第11条 利用者が負担する料金は、理容師又は美容師の訪問に要する費用を除いた理美容サービス料金として、それぞれの委託事業者が定める額とする。

(守秘義務)

第12条 委託事業者、理容師及び美容師は、この事業のサービスの実施により知り得た業務上の秘密、又は利用者の秘密を厳守する。

(帳簿)

第13条 委託事業者は、この事業に必要となる帳簿を備える。

(訪問に要した費用の負担)

第14条 委託事業者は、その所属する理容師又は美容師が利用者を訪問するのに要した費用に相当する額として、別に定める額を市に請求することができる。

2 前項の規定による請求を行う際には、所属する理容師又は美容師がサービスを提供した際に受領した利用券を添付しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

